

平成 2 9 年度

国 の 施 策 及 び 予 算 に
関 する 重 点 事 項 の 提 案

平成 2 8 年 7 月

名 古 屋 市

名古屋市政の推進につきましては、日ごろから格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市は、人口 230 万人を突破し、2027 年のリニア中央新幹線開業を見据えたまちづくりを着実に進めるなど、大都市として成長し続けています。その一方で、今後の人口減少及び人口構造の変化への対応や、南海トラフ巨大地震への対策は喫緊の課題となっております。

このような中、本市としては、地域強靱化に向けた取り組みや、今後更新時期を迎える施設の老朽化対策、ストック効果を最大限発揮するための社会資本整備、安心して生活できる福祉・医療体制の充実、次世代育成への支援、歴史・文化に根ざした魅力の創出やスポーツ・観光振興などを通じて、地方創生及びニッポン一億総活躍プランの実現に寄与し、圏域のみならず日本全体をけん引する大都市「名古屋」として発展してまいりたいと考えております。

また、住民に一番身近な基礎自治体が、多様化・複雑化していく住民ニーズにきめ細かく対応し、自らの発想と創意工夫により、責任を持って課題解決を図ることが重要と考えております。そのためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、その役割に応じて国から地方、特に圏域の中心都市である指定都市へ権限と税財源を一体的に移譲することが必要不可欠であります。こうした真の分権型社会の実現に向けて、当面、国の協力を必要とする事項や国の施策として行っていただきたい事項の提案を取りまとめました。

平成29年度の国の施策及び予算編成に関し、ここに取りまとめた提案事項の実現について、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年 7 月

名古屋市長 河 村 たかし

提 案 項 目 一 覧

1	地方税財源の充実確保	1
2	新たな大都市制度の創設	3
3	地域強靱化に向けた防災対策	5
4	施設の老朽化対策	9
5	安心して生活できる福祉・医療体制の充実	11
6	安心して行える次世代育成の支援	13
7	教育行政の充実	15
8	リニア中央新幹線開業を見据えた都市機能の強化等	17
9	名古屋城（名城公園）の整備	19
10	なごや東山の森（東山公園・平和公園）の整備	21
11	名古屋圏道路ネットワークの整備等	23
12	名古屋港の整備	25
13	堀川の総合的な整備	27
14	容器包装リサイクル法に係る拡大生産者責任の強化	28
15	アジア競技大会の招致等に対する支援	29

1 地方税財源の充実確保

(内閣府、総務省、財務省)

【提案内容】

(1) 国・地方間の税源配分の是正

- ・ 国と地方の役割に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- ・ 地方法人税は単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の關係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反している。地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。
- ・ 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

(2) 地方交付税の改革等

- ・ 地方交付税総額については、歳出特別枠を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。
- ・ 地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- ・ 法人実効税率を引き下げる場合には、地方交付税原資の減収分は法定率の引上げにより対応すること。

<提案の背景>

真の分権型社会の実現のためには、国と地方が対等な立場で十分議論を行った上で、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、住民に一番身近な基礎自治体が自らの権限と財源により、責任を持って施策を決定・実施することが重要である。

(国・地方間の税源配分の是正)

現状における国・地方間の税の配分は6：4であり、一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた税の実質配分は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、消費税、所得税、法人税等複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の税の配分をまずは5：5とすべきである。さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた税の配分となるよう地方税の配分割合を高めていくべきである。

また、地方法人税は単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、また、真の分権型社会の実現の趣旨にも反している。地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

さらに、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減とあわせて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。

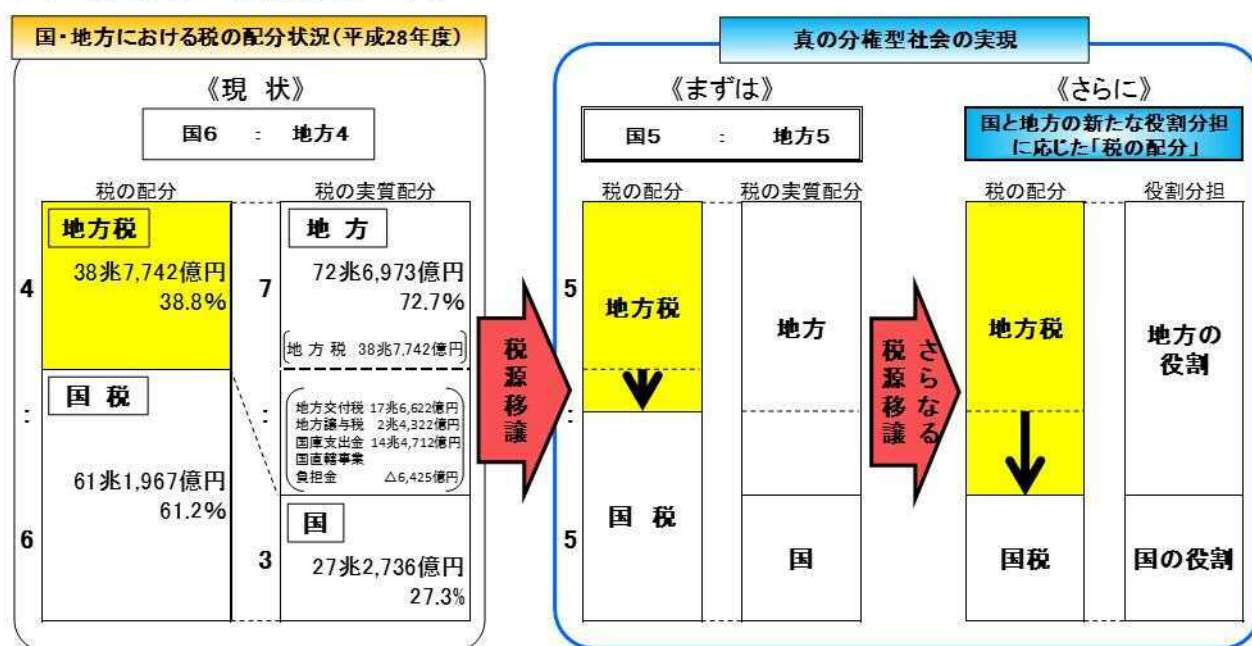
（地方交付税の改革等）

地方交付税については、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでなく、歳出特別枠を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保すべきである。

また、臨時財政対策債による地方財源不足への対応は、市債発行額抑制や市債残高削減の取組みの支障となっている。地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すべきである。

さらに、法人実効税率引下げによる地方交付税原資の減収分は法定率の引上げにより対応すべきである。

国・地方間の税源配分の是正



2 新たな大都市制度の創設

(内閣府、総務省、財務省)

【提案内容】

(1) 新たな大都市制度の創設

- ・ 圏域における連携を推進し、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に担うことを基本とする「特別自治市」を創設すること。

(2) 大都市税源の拡充強化

- ・ 大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

<提案の背景>

本市は、市民に最も身近な基礎自治体として、質の高い行政サービスを提供するだけでなく、大都市特有の行政需要に的確に対応するとともに、圏域の中心都市として、当地域ひいては国全体の発展をけん引していくことが期待されている。こうした役割を将来にわたり着実に果たしていくためには、都市の能力と役割に見合う権限・税財源を兼ね備えた、この圏域にふさわしい大都市制度の創設が必要である。

(新たな大都市制度の創設)

圏域における連携を推進し、自らの責任と権限、財源に基づく総合的・一体的な市政運営が可能となるよう、事務・権限の移譲を可能な限り進めるとともに、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に担う、行財政面で自主・自立した「特別自治市」を創設すべきである。

(大都市税源の拡充強化)

新たな大都市制度が創設されるまでの間、指定都市が大都市特有の財政需要や、道府県に代わって行政サービスを提供する事務配分の特例に対応し、自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、国・道府県からの個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る複数税目の税源移譲により大都市税源の拡充強化を図るべきである。

また、新たに国・道府県から事務・権限が指定都市に移譲される場合についても、併せて必要な財源について、指定都市へ税制上の措置を講ずるべきである。

～名古屋市がめざす大都市制度の基本的な考え方～

大都市を取り巻く状況	名古屋大都市圏を取り巻く状況	指定都市制度の問題点
・人口減少社会の到来や高齢化の進展 ・国際的な都市間競争の激化 ・地域コミュニティの機能低下 ・公共施設老朽化に伴う保全・更新費用の増加	・リニア中央新幹線の開業 ・南海トラフ巨大地震発生に対する懸念等 ・圏域を取り巻く厳しい経済環境 ・広域的な取組みに対するニーズの高まり	・特例的・部分的な事務配分 ・大都市が担う事務、役割に対応できていない税財政制度

基本理念

「名古屋市の自立」と「名古屋大都市圏の一体的な発展」をめざす

基本的な視点

圏域全体をけん引	行財政面における自主・自立	地域ニーズへのきめ細かな対応
----------	---------------	----------------

基本的な方向性

圏域における自治体連携の推進	「特別自治市」の創設
◆当圏域の自治体との連携を推進し、強い大都市圏の形成をめざす。 ◆当圏域の中心都市として連携の核となり、強力なリーダーシップを発揮する。	◆市域内において地方が行うべき事務を本市が一元的に担うことを基本とする「特別自治市」を創設する。 ◆地域ニーズにきめ細かく対応するため、住民自治の充実を図る。 ◆大都市に求められる役割や特有の行政需要に対応した新たな税財政制度を構築する。

～大都市税源の拡充強化～

大都市特有の財政需要	道府県に代わって行政サービスを提供
●法人需要・インフラ需要 企業活動支援 道路整備 下水道整備 など ●都市的課題から発生する需要 生活保護費 保育所関係経費 ホームレス対策費 など	●地方自治法に基づくもの 児童福祉 食品衛生 土地区画整理事業 など ●その他法令に基づくもの 国・道府県道の管理 定時制高校人件費 衛生研究所 など

税源移譲により大都市税源の拡充強化が必要

3 地域強靱化に向けた防災対策

(内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省)

【提案内容】

(1) 災害に強いまちづくり

ア 震災対策

- ・震災対策を迅速かつ着実に推進するため、財源の確保及び財政措置の拡充を図ること。
- ・緊急輸送道路や避難路を確保するため、橋りょうの耐震対策、電線類の地中化及び道路の整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・河川管理施設の耐震対策、名古屋港防災施設の機能強化に必要な財政措置を講ずること。
- ・地震災害時に避難場所や復旧・復興拠点となる公園の整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・上下水道施設の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。
- ・地下鉄構造物の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。
- ・建築物の耐震対策や市設建築物の天井脱落対策に必要な財政措置を講ずるとともに、民間大規模建築物の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の適用期限を延長すること。

イ 集中豪雨対策

- ・治水上特に重要な国直轄河川や愛知県管理河川の改修等さらなる治水安全度の向上のため、一層の整備を図ること。
- ・堀川、山崎川、戸田川などの本市管理河川の改修事業や下水道の緊急雨水整備事業など浸水対策事業を着実に推進するため、必要な財政措置を講ずること。
- ・地下鉄施設への浸水対策に必要な財政措置を講ずること。

(2) 災害対応力の向上等

- ・防災活動拠点の機能維持や災害時の情報伝達体制の充実に必要な財政措置を講ずること。
- ・帰宅困難者を受け入れる民間一時滞在施設を確保するため、必要な支援策を講ずること。
- ・名古屋を始めとする、中部圏の災害対策機能の強化を図るため、基幹となる広域防災拠点を早期に整備すること。

＜提案の背景＞

本市は世界有数のものづくりの中核圏域である名古屋大都市圏の中心都市であり、多くの人口や都市機能が集積するとともに、道路、鉄道、港湾など各種交通の要衝となっている。一方、本市西南部には海拔ゼロメートル地帯が広がるなど、地震災害や風水害等の大規模自然災害に対する脆弱性を有している。

本市では、防災・減災等に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成２８年３月に国土強靱化地域計画を策定したところであるが、平成２８年４月に熊本地震が発生し、震災対策を始めとした防災・減災対策の迅速かつ着実な推進が求められている。

（災害に強いまちづくり）

〔震災対策〕

南海トラフ巨大地震などの大規模地震に備え、救助や避難の円滑化、ライフラインの確保などのため、道路、河川、港湾、公園、上下水道等の都市インフラの防災機能を強化する必要がある。

また、死傷者数や経済的な被害を減らすため、民間建築物や市設建築物の早期の耐震対策や市設建築物における天井脱落対策が必要であり、さらに、民間大規模建築物の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の適用期限を延長すべきである。

〔集中豪雨対策〕

国県市では、これまでも一定の治水安全度の向上を図ってきたが、近年は、１時間１００mmを超える豪雨も多数発生しており、局所的な浸水被害への対策も求められている。

引き続き、庄内川河川改修事業を推進するとともに、本市管理河川の改修事業や下水道の緊急雨水整備事業など浸水対策事業を推進し、災害に強いまちづくりを着実に進めていく必要がある。

（災害対応力の向上等）

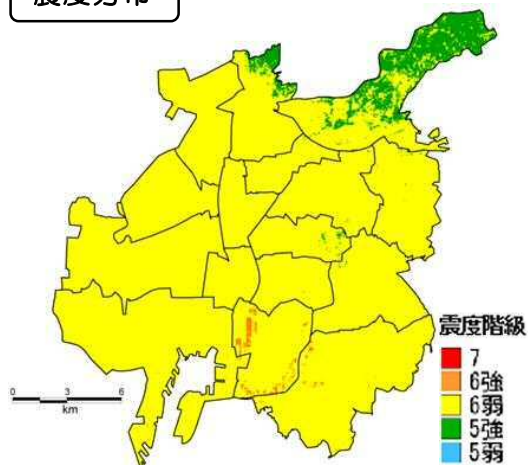
防災活動拠点の機能維持としての非常用発電機の整備や、災害時の情報伝達体制の充実のための同報無線の整備が必要である。

また、都心部における駅での滞留者などによる混乱へ対応するためには、帰宅困難者を受け入れる民間一時滞在施設を確保するため、備蓄物資購入に対して財政措置を講ずるとともに、施設管理者の損害賠償責任に関して柔軟に対応すべきである。

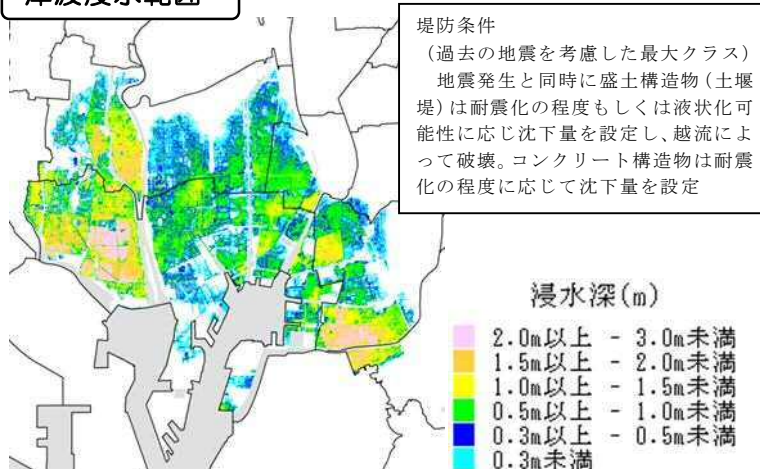
さらに、広域にわたる大災害時に、情報集約・分析や防災活動を円滑かつ迅速に実施する司令塔としての役割などを担う基幹となる広域防災拠点を早期に整備すべきである。

南海トラフ巨大地震の被害想定（過去の地震を考慮した最大クラス）

震度分布



津波浸水範囲



名古屋市地域強靱化計画（平成 28 年 3 月策定）

■基本方針

大規模自然災害から市民の命や財産を守り、本市の社会経済活動を維持することで、名古屋大都市圏の持続的な成長を促進する。また、首都圏が被災時のバックアップ機能を備えることにもつながり、国全体の強靱化に寄与する。

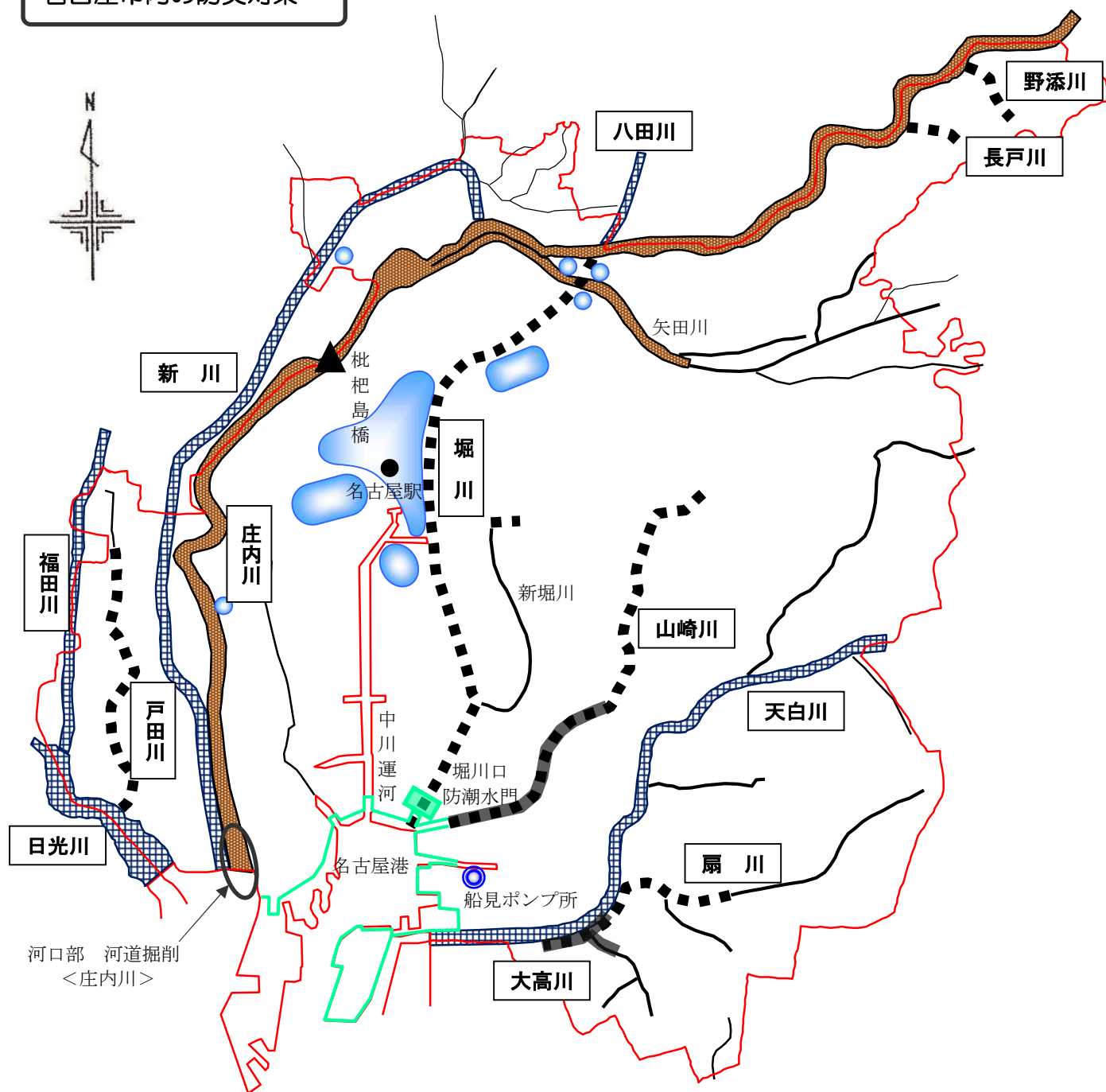
■計画目標（関連部分抜粋）

〔 〕が記載されている指標は、26～30 年度の見込み事業量

指 標	現状値 (26 年度)	目標値 (30 年度)
耐震補強実施橋りょう数	着手〔4 橋〕 完了〔2 橋〕	着手〔21 橋〕 完了〔27 橋〕
電線類の地中化実施路線数	事業中 2 路線	完了〔1 路線〕
緊急輸送道路網の整備箇所数	事業中 8 箇所	完了〔6 箇所〕
震災に強いまちづくり方針において避難地と位置付けられている公園のうち整備済み公園数	153 箇所	157 箇所
山崎川堤防の耐震化延長	600m	〔3,700m〕
配水管の更新及び耐震化延長	84.9km	〔475km〕
下水管の改築・更新及び耐震化延長	38.4km	〔190km〕
市バス・地下鉄施設における耐震性能の確保率	99%	100%
要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修件数	1 件	〔15 件〕
耐震対策が必要な市営住宅のうち耐震改修完了済みの棟数（累計）	9 棟	14 棟
市役所、区役所、消防署等における非常用発電機稼働時間	平均約 8 時間	平均 72 時間
都市再生事業等における帰宅困難者収容施設・備蓄倉庫等の導入地区数	3 地区	8 地区
堀川の整備率	35.7%	40%
緊急雨水整備事業の整備率	77.6%	93.9%

※現状値欄は 26 年度末時点での実績値、目標値欄には 30 年度末時点での見込み実績値

名古屋市内の防災対策



凡 例	
	国直轄河川 (▲は特定構造物改築事業)
	県管理河川
	広域河川
	防潮壁
	緊急雨水整備事業等
	河川堤防の耐震対策事業
	都市下水路事業

※提案内容より治水・港湾事業を中心に抜粋

4 施設の老朽化対策

(文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

【提案内容】

(1) 公共土木施設

- ・道路や橋りょう、河川管理施設、公園施設、上下水道施設、港湾施設などの機能を将来にわたり計画的・効率的に維持するための老朽化対策について、必要な財政措置を講ずること。

(2) 市設建築物

- ・義務教育施設や市営住宅などの市設建築物の機能を将来にわたり計画的・効率的に維持するための老朽化対策について、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市の所有する公共土木施設や市設建築物の多くが、市域の拡張や高度経済成長期の人口の急増に合わせ、昭和30年代から60年代にかけて整備されたため、今後一斉に更新時期を迎えることから、大きな財政負担が見込まれている。

国においては、平成26年5月に「インフラ長寿命化計画」を策定し、この計画において、各インフラの管理者が点検・診断、修繕・更新等を実施するために必要な支援を行うとしている。

本市では、「名古屋市アセットマネジメント推進プラン」などに基つき、公共施設の計画的・効率的な維持管理や改修などによる長寿命化を行うことにより、経費の抑制と平準化に取り組んでいるところである。また、市設建築物については、平成27年9月策定の「市設建築物再編整備の方針」に基つき、施設の集約化・複合化の促進などにより、保有資産量の適正化に取り組むこととしている。

大都市における安全・安心で快適な暮らしを実現し、産業・経済などの都市活動を支え続けるためには、公共施設の計画的・効率的な維持管理・更新などの着実な実施が必要である。

(公共土木施設)

インフラ再構築を支援する防災・安全交付金は、対策が必要な施設に対して十分な予算が現状では確保されていない。加えて、平成26年には、橋りょうなどの道路構造物について、5年に1回の近接目視による点検が省令により義務付けられるとともに、定期点検、診断、措置、記録のメンテナンスサイクルを構築することで、道路構造物の安全を確保・維持することが道路管理者の義務として明確化された。このように今後も施設の機能を将来にわたり計画的・効率的に維持していくために、さらなる財源の継続的な確保を図るべきである。

(市設建築物)

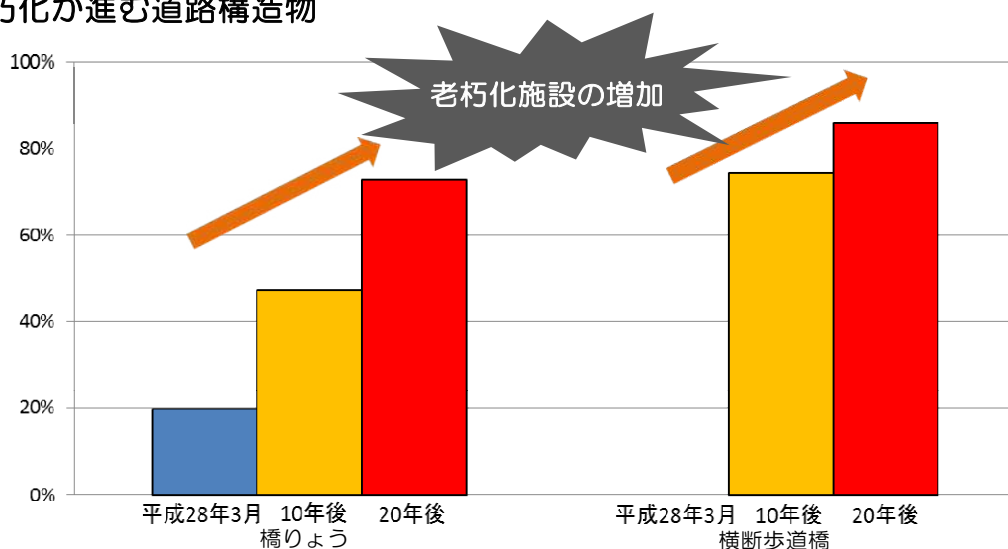
義務教育施設などについて、本市においては、耐震改修を優先して実施してきたため、築30年を経過しても大規模改造が実施できていない校舎等が多く残されており、それらの施設の機能の回復を図ることが喫緊の課題となっている。

また、老朽化の著しい学校のトイレについても早急に改修を行う必要がある。

現在、経費の抑制と平準化を図ることを目的として、学校施設の長寿命化に向けた取組みを進めており、本年度には「学校施設長寿命化計画」の策定を予定している。

今後、義務教育施設や市営住宅などの老朽化対策を推進するためには、計画事業量に見合った財源の継続的な確保を図るとともに、補助単価を引き上げるなど、さらなる制度の充実が必要である。

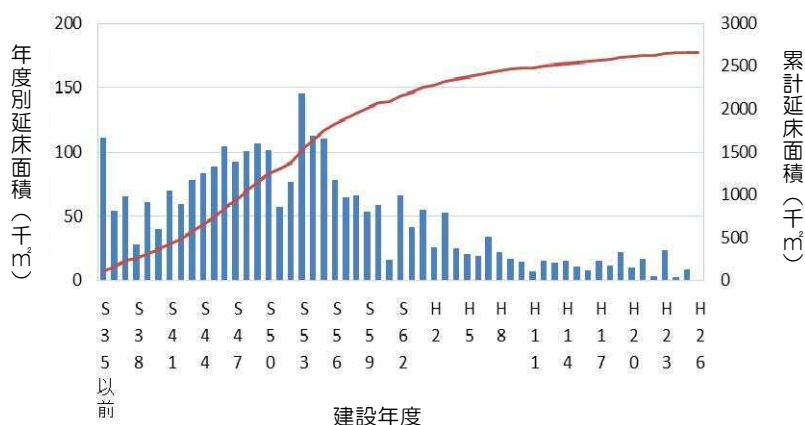
老朽化が進む道路構造物



建設後50年以上経過する道路構造物の割合

注) 道路構造物の一般的な耐用年数は50年とされている

学校の建設年度別の延床面積



注) 学校：幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

学校トイレの現状



- 老朽化が深刻で、抜本的な改修が必要なトイレ
⇒ 全体の4割(3,000カ所)
- 全体の7割が依然として和式便器

5 安心して生活できる福祉・医療体制の充実

(厚生労働省)

【提案内容】

(1) 粒子線がん治療の推進

- ・陽子線を含む粒子線がん治療について、患者の経済的負担を軽減し、誰もが治療を受けられる環境を整えるため、粒子線がん治療の適応となる全ての部位に対する治療について早期に健康保険を適用すること。

(2) 地域医療体制の確保

- ・救急医療や小児・周産期医療など地域医療体制が維持できるよう、運営費助成の拡充など必要な支援を行うこと。

(3) 介護保険制度の円滑な実施

- ・医療的ケアが必要な利用者を多く受け入れるために看護職員を24時間配置している特別養護老人ホームに対し、必要な財政措置を講ずること。

＜提案の背景＞

安全で安心して暮らせるまちを実現するため、福祉・医療体制の充実について、緊急かつ抜本的な対応が求められている。

(粒子線がん治療の推進)

平成28年4月の診療報酬改定によって小児腫瘍に対する陽子線治療等、一部の粒子線がん治療に対し健康保険が適用された。陽子線を含む粒子線がん治療は患者の生活の質の維持・向上に優れたがん治療法であるが、患者の経済的負担が大きいことから、誰もが適切に治療を受けられるよう、粒子線がん治療の適応となる全ての部位に対する治療について早期に健康保険を適用すべきである。

(地域医療体制の確保)

救急医療、小児医療や周産期医療などの地域医療については、医療機関にとって不採算であるため、医療従事者が確保できず、体制を維持することが難しくなっている。地域医療体制を維持していくためには、運営費助成の拡充などが必要である。

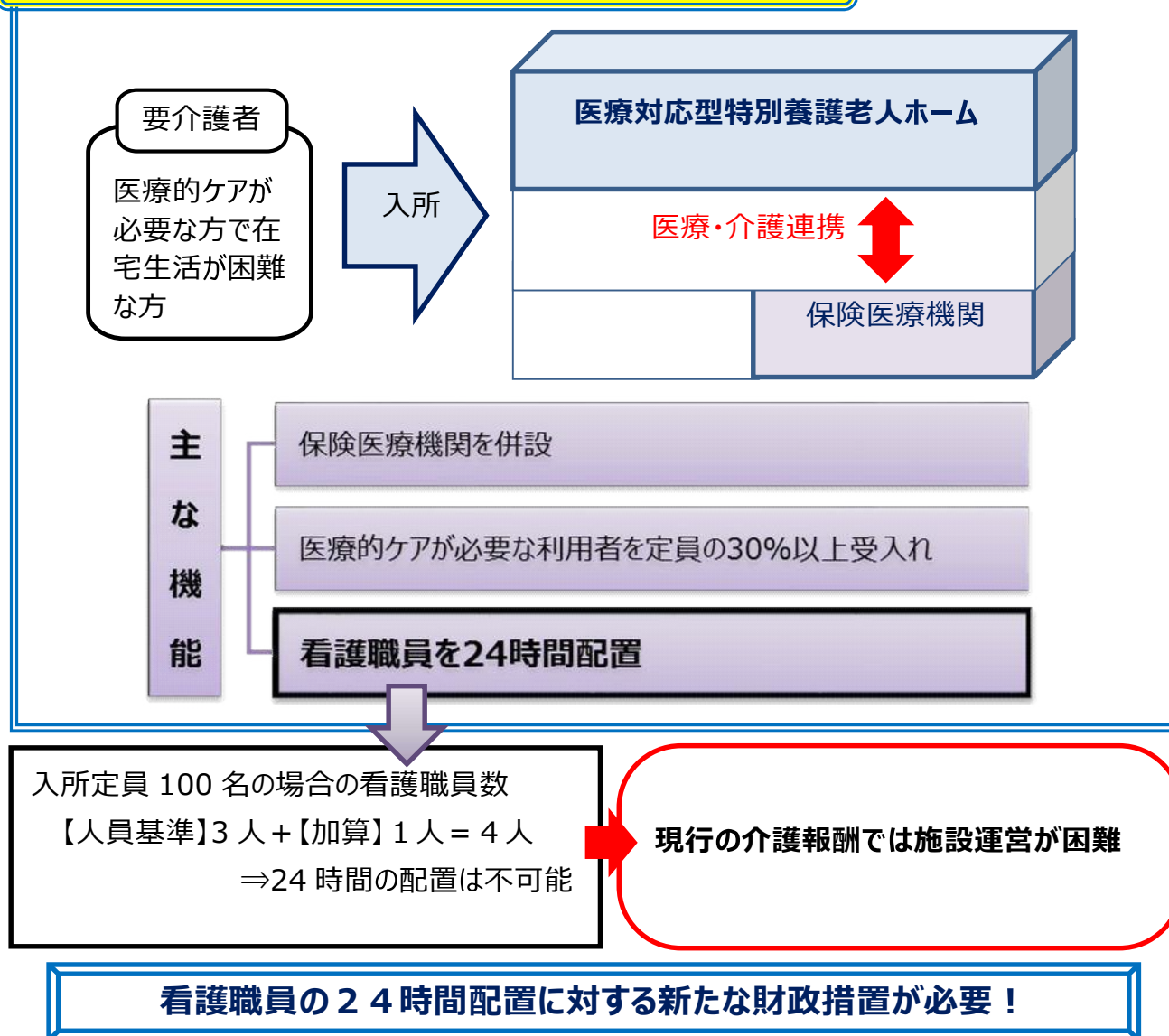
(介護保険制度の円滑な実施)

平成27年度の介護保険制度改正において、特別養護老人ホーム入所者の重点化が図られたことにより、今後医療的ケアが必要な利用者の増加が見込まれるため、本市では、看護職員を24時間配置し、医療的ケアが必要な利用者を定員の30%以上受け入れることなどを特長とする医療対応型特別養護老人ホームの整備を進めている。しかし、現行の介護報酬では施設の運営体制を維持することが難しいため、看護職員の24時間配置に対する新たな財政措置が求められる。

介護保険制度の円滑な実施

—医療対応型特別養護老人ホームに対する財政措置の必要性—

本市が整備を進める医療対応型特別養護老人ホームの概要



6 安心して行える次世代育成の支援

(内閣府、厚生労働省)

【提案内容】

(1) 子ども・子育て支援新制度における保育施策の推進

- ・ 賃貸物件による保育所に対する補助制度について、賃借料加算のさらなる引き上げや契約時一時金の助成の新設など拡充を図ること。
- ・ 保育の質を確保するため、自治体が先行して実施している処遇改善の取組みについて、処遇改善等加算制度の対象とすること。

(2) 放課後児童健全育成事業の充実

- ・ 新設など受入人数の増加や待機児童の存在を要件としている賃借料補助などについて、要件を緩和し、既存事業などについても対象とすること。
- ・ 子ども・子育て会議で示された「質の改善」のうち常勤職員の処遇改善について早期に実施すること。

＜提案の背景＞

平成27年4月から本格実施された子ども・子育て支援新制度に的確に対応することに加え、大都市特有の状況に応じたさらなる次世代育成支援策を推進していくことが必要である。

(子ども・子育て支援新制度における保育施策の推進)

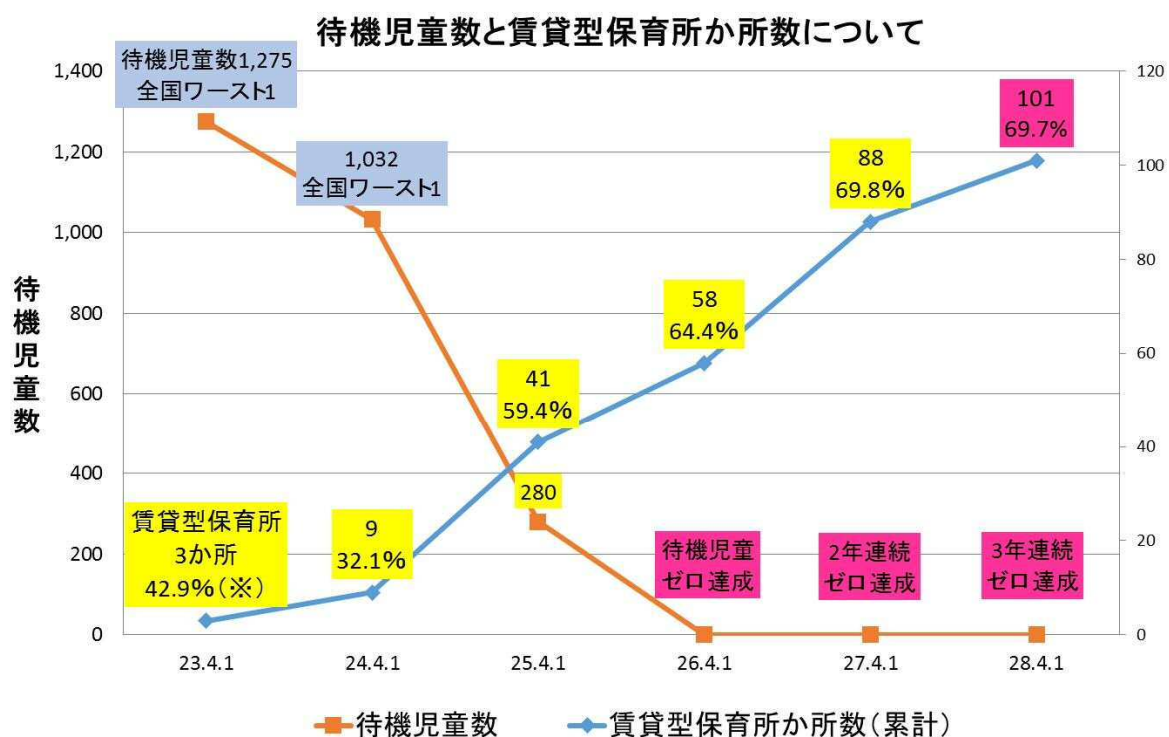
本市における国の定義に基づく待機児童数は平成28年4月1日現在において3年連続で0人となっている。しかし、今後も保育所等の利用申込児童数の増加が見込まれるため、待機児童対策として賃貸物件によるスピード感のある保育所整備が必要不可欠である。新設保育所の改修費及び開設準備期間の賃借料並びに既設保育所を含めた運営期間の賃借料に対する補助について、平成28年度に一定の引き上げがなされたが、さらなる拡充が必要である。また、待機児童対策が必要な地域での物件の確保が年々困難となり、賃貸借契約締結時に高額な一時金が必要となる事例が見受けられるため、賃貸物件による整備に係る契約時一時金に対する助成を新設すべきである。

さらに、新制度における処遇改善等加算制度のうち賃金改善要件分は、制度開始後において賃金を改善した場合のみ加算対象とされているが、自治体が先行して国の処遇改善水準を上回る高い水準で実施している部分についても加算の対象とし、保育の質の確保を図るべきである。

(放課後児童健全育成事業の充実)

新設や受入人数が増加する移転に対象が限定されている賃借料補助などについて、既に民家・アパート等を活用して事業を実施している場合や、受入人数の増加を伴わない移転についても対象とすべきである。また、これらの補助制度は待機児童の存在が補助要件となっているが、その把握が困難であることから、補助要件とすべきではない。

さらに、人件費や賃借料が全国平均と比べて高水準である大都市において、質の高い運営を実現するためには、子ども・子育て会議で示された「質の改善」のうち未実施となっている常勤職員の経験年数に応じて加算する処遇改善を早期に実施すべきである。



(※)平成23年度以降の保育所等整備か所数(累計)のうち、賃貸型保育所(累計)の占める割合

7 教育行政の充実

(総務省、財務省、文部科学省)

【提案内容】

(1) 「なごや子ども応援委員会」の支援

- ・「なごや子ども応援委員会」制度をモデルとした事業を創設し、財政措置などの支援策を講ずること。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、学校における専門家の法的な位置付けを明確にするよう関係法令の整備を行うこと。

(2) 県費負担教職員制度に係る包括的な権限の移譲に対する財政措置

- ・権限移譲後においても現在の教育行政の水準が維持できるよう、事務関係経費を含めた所要額全額について適切かつ確実な地方財政措置を講ずること。
- ・移譲税源が平年度化するまでの間、移譲されるべき税源に不足が生じないように、地方税制上の措置を講ずること。
- ・権限移譲後の国の加配定数については、本市の実情を踏まえ、必要な教職員数を配置すること。

＜提案の背景＞

児童生徒の心の問題や社会環境の変化を背景として、近年、いじめの深刻化が進むとともに、不登校児童生徒が増加する傾向にある。こうしたことから、現場を預かる地方公共団体として、自主的自立的な対応が可能になる仕組みづくりが必要である。

(「なごや子ども応援委員会」の支援)

本市では、平成26年度にスクールカウンセラー等の専門家を一般任期付職員として採用し、専門的見地から積極的にアプローチを行うことで児童生徒が抱えるいじめ、不登校や非行などの様々な問題を早期に発見するとともに、子どもの針路を応援する「なごや子ども応援委員会」制度を創設した。平成27年度の相談等対応件数は延べ7,033件、児童生徒の実数では1,294人に上っており、精神的不安を抱える子どもとその家族への多角的な支援により、自信を取り戻し自ら考え学ぶことができるようになるなどの成果がみられているところである。

学校現場に教員以外の専門職員を常勤で置く本市の「なごや子ども応援委員会」制度をモデルとした事業に対し、新たな補助制度を創設するなどの支援策を講ずるべきである。

また、現行の教育公務員特例法では、教育公務員を校長、教員、専門的教育職員（指導主事、社会教育主事）と限定しているため、昨年12月に中央教育審議会が取りまとめた答申「チームとしての学校の在り方と今後

の改善方策について」に示されたように、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を学校等において必要とされる標準的な職として、職務内容等を法令上明確にする必要がある。

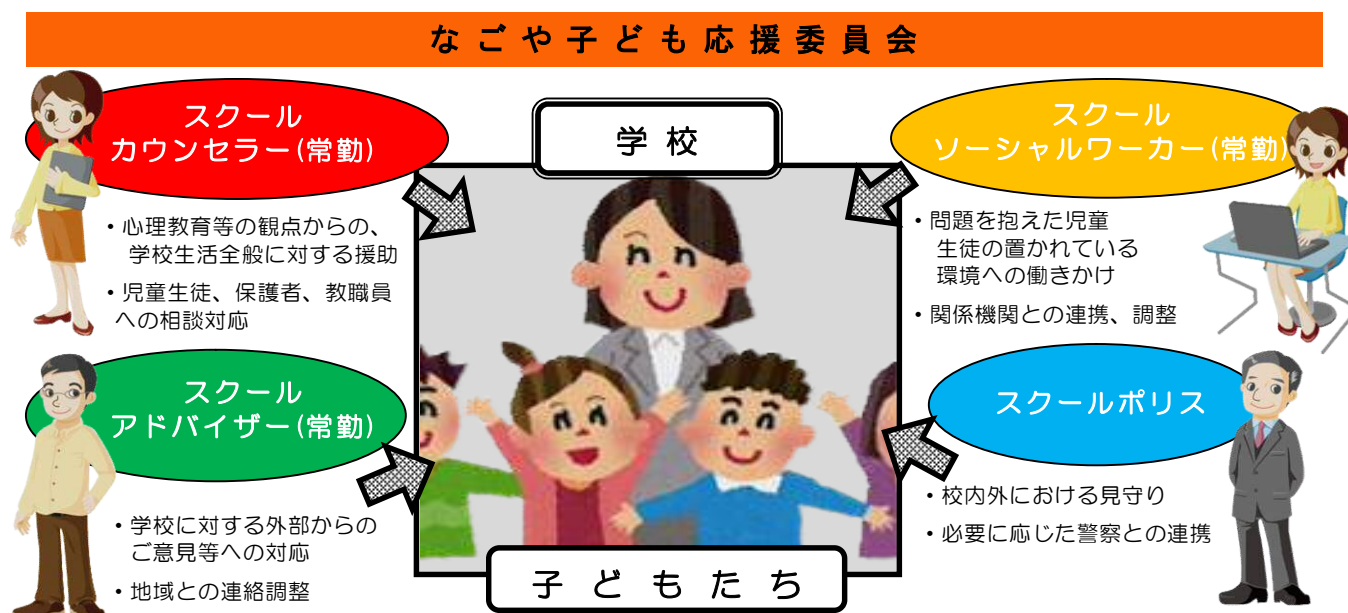
(県費負担教職員制度に係る包括的な権限の移譲に対する財政措置)

指定都市所在道府県と指定都市は、県費負担教職員の給与負担等の包括的権限を指定都市へ移譲することに関し、財政中立を基本とした国の適切な地方財政措置を前提として、個人住民税所得割2%の税源移譲が行われることに合意し、関連法律が第4次一括法として公布された。

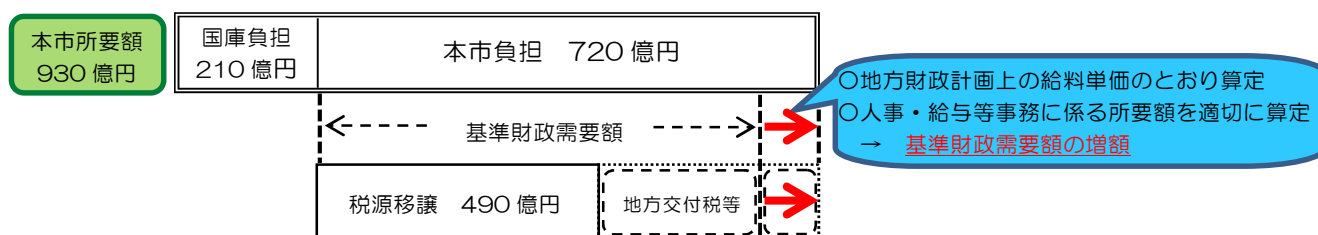
権限移譲が平成29年4月に予定どおり円滑に行われ、指定都市の財政運営に支障を来すことなく、現在道府県が提供している教育行政の水準を維持できるよう、国は、地方交付税算定における教職員の給料単価について、地方財政計画上の給料単価のとおり算定するなど、適切かつ確実な地方財政措置を講ずるべきである。また、権限の移譲に伴い新たに発生する人事・給与等事務についても、システム関係経費や事務経費を含めた所要額全額を国において適切かつ確実に措置すべきである。

さらに、移譲税源が平年度化するまでの間、移譲されるべき税源に不足が生じないように、地方税制上の措置を講ずるべきである。

なお、権限移譲後の国の加配定数については、本市の実情を踏まえ、必要な教職員数を配置すべきである。



県費負担教職員給与等負担の権限移譲に伴う財政措置(平成23年度決算による推計)



8 リニア中央新幹線開業を見据えた都市機能の強化等

(総務省、国土交通省)

【提案内容】

(1) リニア中央新幹線開業を見据えたまちづくりの推進

- ・名古屋駅における乗り換え利便性の向上、駅と高速道路とのアクセス性の向上などのターミナル機能強化や、リニア駅周辺街区の面的整備など関連するまちづくりについて、国家的プロジェクトとして、必要な措置を講ずること。
- ・名古屋駅周辺地下公共空間及びささしま地区における椿町線などの名古屋駅周辺の整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・都市再生緊急整備地域等における税制優遇について、適用期限の延長など必要な措置を講ずること。

(2) 中部国際空港の二本目滑走路を始めとする機能強化の実現

- ・中部国際空港の二本目滑走路を始めとする機能強化に向けた調査検討を国が主体となって行うこと。

＜提案の背景＞

平成39年に予定されているリニア中央新幹線の開業を見据え、本市が国際的・広域的なビジネス拠点・交流拠点となるため、都市機能強化と本市の空の玄関口である中部国際空港の機能強化が必要である。

(リニア中央新幹線開業を見据えたまちづくりの推進)

リニア中央新幹線開業により形成される、首都圏・中部圏・近畿圏が一体化した世界最大のスーパー・メガリージョンを我が国の国際競争力強化につなげるために、その要として世界的なものづくり圏域の中枢に位置する名古屋駅のスーパーターミナル化が不可欠である。

平成28年にはリニア中央新幹線も本格着工することから、リニア開業を見据えて、乗り換え利便性の向上など、まちづくりを加速させていくことが求められる。また、平成29年度に民間開発が完了するささしま地区においても、国際歓迎・交流拠点としての機能を高める都市整備を進めるとともに、名古屋駅地区からの歩行者アクセス改善を図るため、地下公共空間整備を推進し、名古屋駅周辺地区を国際的・広域的な拠点としていく必要がある。

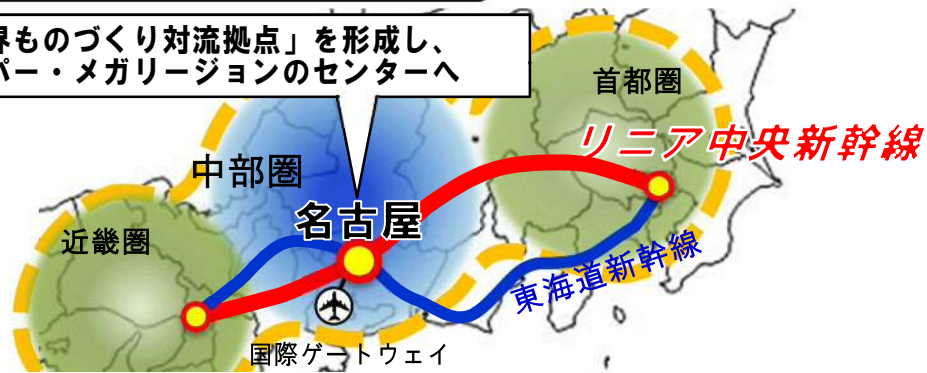
あわせて、都市再生緊急整備地域等における都市機能強化を支援するため、平成29年3月末までとなっている税制優遇の適用期限の延長などを行う必要がある。

(中部国際空港の二本目滑走路を始めとする機能強化の実現)

本市の国際的・広域的機能を強化し、国の中枢機能の分担に適切に対応するため、我が国の国際ゲートウェイの一翼を担う中部国際空港に二本目の滑走路を整備し、真に24時間運用可能な機能を備える必要がある。

「スーパー・メガリージョン」の形成

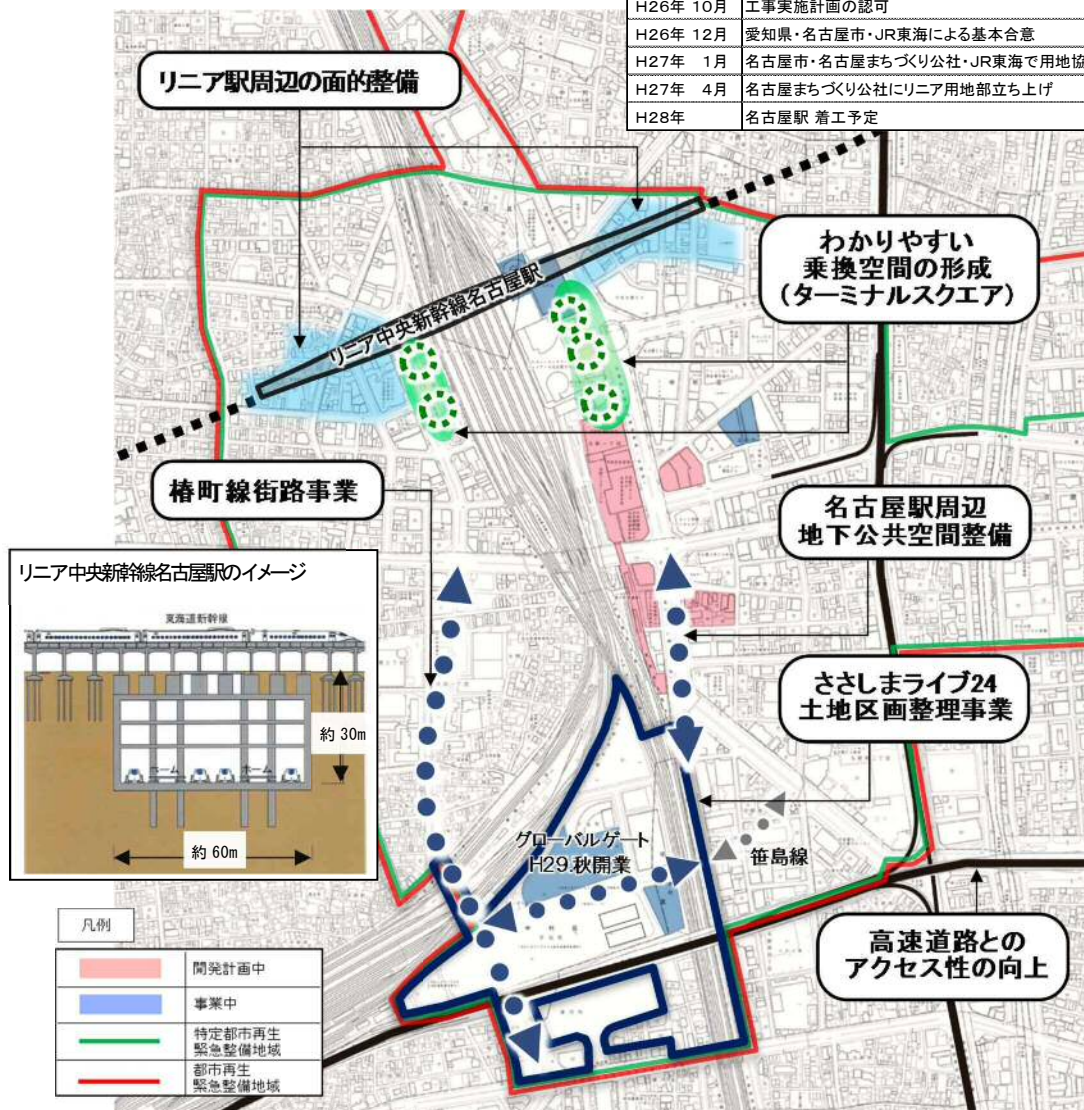
「世界ものづくり対流拠点」を形成し、スーパー・メガリージョンのセンターへ



名古屋駅周辺のまちづくり

リニア中央新幹線の動き

H26年 10月	工事実施計画の認可
H26年 12月	愛知県・名古屋市・JR東海による基本合意
H27年 1月	名古屋市・名古屋まちづくり公社・JR東海で用地協定締結
H27年 4月	名古屋まちづくり公社にリニア用地部立ち上げ
H28年	名古屋駅 着工予定



9 名古屋城（名城公園）の整備

（文部科学省、国土交通省）

【提案内容】

（１）本丸御殿の復元整備

- ・名古屋城の歴史的・文化的な価値と魅力を向上させるため、本丸御殿の復元に対し必要な財政措置を講ずること。

（２）名古屋城の文化財の保存活用

- ・名勝二之丸庭園の保存整備、石垣の整備等、名古屋城の文化財の保存活用に対し必要な財政措置を講ずること。

＜提案の背景＞

本市では、尾張名古屋のシンボルである名古屋城の歴史的・文化的な価値と魅力を向上させるべく、本丸御殿の復元整備や文化財の保存活用に取り組むとともに、歴史文化の発信・にぎわいの創出等に資する「金シャチ横丁」の構想実現に向けて取り組んでいるところである。

（本丸御殿の復元整備）

名古屋城本丸御殿復元事業は、昭和５年に城郭建築として国宝第１号に指定されながらも昭和２０年の戦災により焼失した本丸御殿を史実に忠実に復元するものである。平成２１年に復元工事に着工し、平成２５年には玄関・表書院、本年６月には対面所・下御膳所の一般公開を開始し、平成３０年には全体の完成・公開を予定している。平成１４年に設置した「本丸御殿積立基金」には毎年多くの寄附が寄せられ、市民・企業からの強い期待を受けており、一切の遅滞なく事業を進めることが不可欠である。

（名古屋城の文化財の保存活用）

名勝二之丸庭園の保存整備、石垣の整備、障壁画の保存修理、展示収蔵施設の整備を進めるとともに、特別史跡名古屋城跡保存活用計画を策定することにより、城内に残る文化財の保存活用により一層努めていく必要がある。

名古屋城の整備の現状



名勝二之丸庭園の保存整備

事業の種類：歴史生き生き！史跡等総合活用整備（文化庁）

工期：平成 25～34 年度（第 1 次）

現状：保存管理計画（平成 24 年度策定）に基づき、保存整備中



本丸御殿の復元

事業の種類：社会資本整備総合交付金事業（国土交通省）

工期：平成 20～29 年度

現状：工事中

（平成 25 年 5 月 玄関・表書院公開開始）

（平成 28 年 6 月 対面所・下御膳所公開開始）



石垣の整備

事業の種類：歴史生き生き！史跡等総合活用整備（文化庁）

工期：昭和 45 年度～

現状：搦手馬出の石垣を修理中



展示収蔵施設の整備

事業の種類：社会資本整備総合交付金事業（国土交通省）

工期：平成 29～30 年度

現状：設計中

本丸御殿障壁画保存修理

事業の種類：美術工芸品の保存修理等（文化庁）

事業期間：昭和 61 年度～

現状：天井板絵の保存修理を実施中

特別史跡名古屋城跡保存活用計画の策定

事業の種類：史跡等保存活用計画策定（文化庁）

事業期間：平成 27～29 年度

現状：策定中

10 なごや東山の森（東山公園・平和公園）の整備

（文部科学省、国土交通省）

【提案内容】

（１）なごや東山の森づくりの推進

- ・東部市街地に残る貴重な森を保全・再生するとともに、自然の素晴らしさや大切さを体験・体感できる公園づくりに取り組む「なごや東山の森づくり」の推進のため、必要な財政措置を講ずること。

（２）東山植物園温室前館の保存・活用

- ・国指定の重要文化財である、東山植物園温室前館の保存・活用に対し、必要な財政措置を講ずること。

＜提案の背景＞

（なごや東山の森づくりの推進）

本市東部に位置する「なごや東山の森」は、都市計画公園東山公園及び平和公園にまたがり、約400haもの面積を有する森である。この森は、昭和10年の一部開園以来、本市を代表する緑の拠点であるとともに、市街地に囲まれた都市の森としては日本有数のものである。

この貴重な森を保全し、次世代につなぐために、市民との協働等により、雑木林や湿地などの保全・再生活動を進めている。また、開園以来市民に親しまれてきた歴史文化的施設を保全活用しながら、自然の素晴らしさや大切さを体験・体感できる公園づくりに取り組んでおり、これらの事業を着実に推進する必要がある。

（東山植物園温室前館の保存・活用）

かつて「東洋一の水晶宮」とうたわれ、昭和12年の植物園開園当初から市民に親しまれてきた温室であり、建築技術史上、貴重なものとして、平成18年に国の重要文化財に指定されている。次世代につなぐためには、耐震補強を含む保存修理を着実に推進する必要がある。

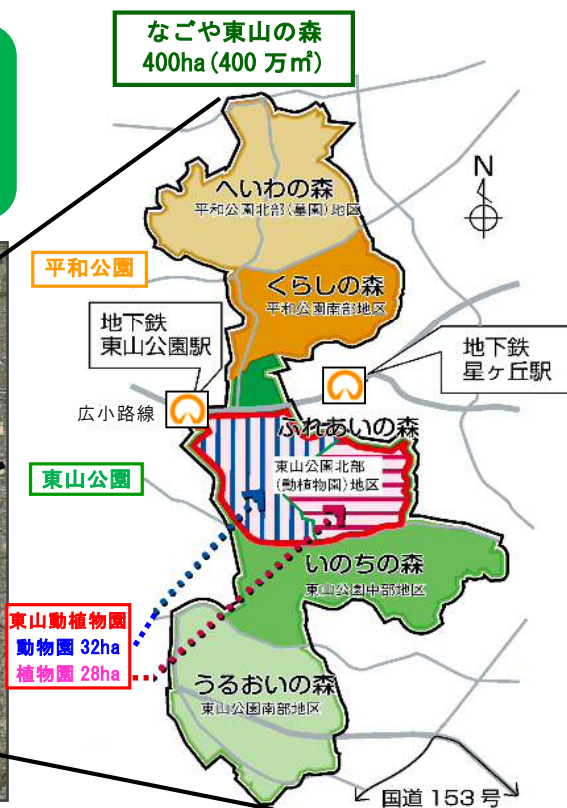
人と自然をつなぐ懸け橋へ

多様な楽しみを提供することにより、自然のすばらしさや大切さを体験・体感し、市街地に残る森の保全・再生につなげる

- ・ホスピタリティの向上と環境整備
- ・来園者が主役となった参加体験
- ・COP10 を契機とした生物多様性のフィールド など



都心に残る貴重な森（名古屋駅から地下鉄で18分）



森の保全・再生
市民協働による森づくり



にぎわいのある快適な園内空間の形成
アフリカの森エリアの整備イメージ（動物園）

項 目	H28年度	H29年度	H30年度以降
森の 保全・再生	市民協働により森づくりを推進		
にぎわいのある 快適な園内空間 の形成	なごや東山の森に必要な施設の整備		
歴史的文化的施設 の保全・活用	重要文化財温室前館の保存修理		
	歴史的文化的施設等の整備		



歴史的文化的施設の保全・活用
重要文化財温室前館の保存修理（植物園）

1 1 名古屋圏道路ネットワークの整備等

(国土交通省)

【提案内容】

(1) 名古屋圏自動車専用道路網の整備等

- ・名古屋環状2号線西南部・南部区間専用部の早期整備を図ること。また、一般部については4車線化を図ること。
- ・中京圏における高速道路を賢く使うための料金体系の実現に向けて、総合的な支援を行うこと。
- ・東名高速道路守山スマートICの整備に必要な財政措置を講ずること。

(2) 幹線道路の整備

- ・選択と集中で進めている東志賀町線（三階橋、水分橋）や敷田大久伝線などの整備、守山本通線（名鉄瀬戸線高架化事業）や万場藤前線（近鉄名古屋線高架化事業）の立体交差化など、真に必要な道路・橋りょう等の整備が早期に完了するよう必要な財政措置を講ずること。

＜提案の背景＞

本市を中心とする圏域は、ものづくりの世界的な集積地であり、わが国経済の全体をけん引する役割を果たしている。こうした役割を今後も確実に果たすため、利便性が高く、災害に強い道路ネットワークの早期整備が重要である。

(名古屋圏自動車専用道路網の整備等)

名古屋環状2号線西南部・南部区間は、中部国際空港、名古屋港へのアクセスに重要な道路であるとともに、海拔ゼロメートル地帯における緊急輸送道路の機能を確保する役割を果たす。

また、首都圏においては高速道路を賢く使うための料金体系に移行され、近畿圏においても議論が進んでいることを踏まえ、中京圏においても議論を開始し、高速道路を賢く使うための料金体系の実現に向けて、総合的な支援を行う必要がある。

加えて、本市北東部では高速道路へのアクセスが弱いため、東名高速道路守山スマートICの整備が広域交流の活性化や総合的なまちづくりに必要不可欠である。

(幹線道路の整備)

安全で円滑な移動を支える都市基盤の形成のため、道路ネットワークの強化に資する橋りょうの整備や踏切道における渋滞解消等に資する鉄道の立体交差化などの道路整備による、道路交通の円滑化や避難動線の確保が必要不可欠である。



1 2 名古屋港の整備

(国土交通省)

【提案内容】

(1) 国際競争力のある港湾の形成

- ・ 高付加価値を産み出す中部のものづくり産業を物流面で支え、生産性向上を支援する「国際産業戦略港湾」として国際競争力を強化するため、飛島ふ頭東側におけるコンテナターミナルの機能強化、金城ふ頭における完成自動車取扱機能の強化に対する重点投資を図ること。

(2) 港湾の防災機能の一層の強化

- ・ 緊急物資輸送に十分な機能が発揮されるよう、金城ふ頭における耐震強化岸壁の整備、大江ふ頭耐震強化岸壁の機能確保に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 堀川口防潮水門の防災機能の強化を図るため、必要な措置を講ずること。
- ・ 防潮壁等の防災機能の強化を図るため、必要な財政措置を講ずること。

(3) 人々の快適な暮らしを支える港づくり

- ・ 中川運河の再生を図るため、水質改善に向けた取組みや緑地整備、護岸改良について、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

名古屋港は、中部地域の海の玄関口として日本のものづくり産業を支えており、その役割を今後も果たすとともに、背後地の市民生活や企業活動の安全を確保するため、防災機能強化を含む港湾整備を着実に進めていく必要がある。

(国際競争力のある港湾の形成)

名古屋港は、コンテナ貨物、完成自動車及びバルク貨物を取り扱う国際総合港湾である。今後、生産性向上による日本経済の活性化とさらなる成長に向け、高付加価値を産み出す基幹産業・次世代産業である自動車関連産業、航空機産業等の中部のものづくり産業を物流面で支える「国際産業戦略港湾」として物流機能の国際競争力を強化し、この地域の産業競争力を高めることが求められており、そのためには、それぞれの貨物取扱機能の強化を進める必要がある。

(港湾の防災機能の一層の強化)

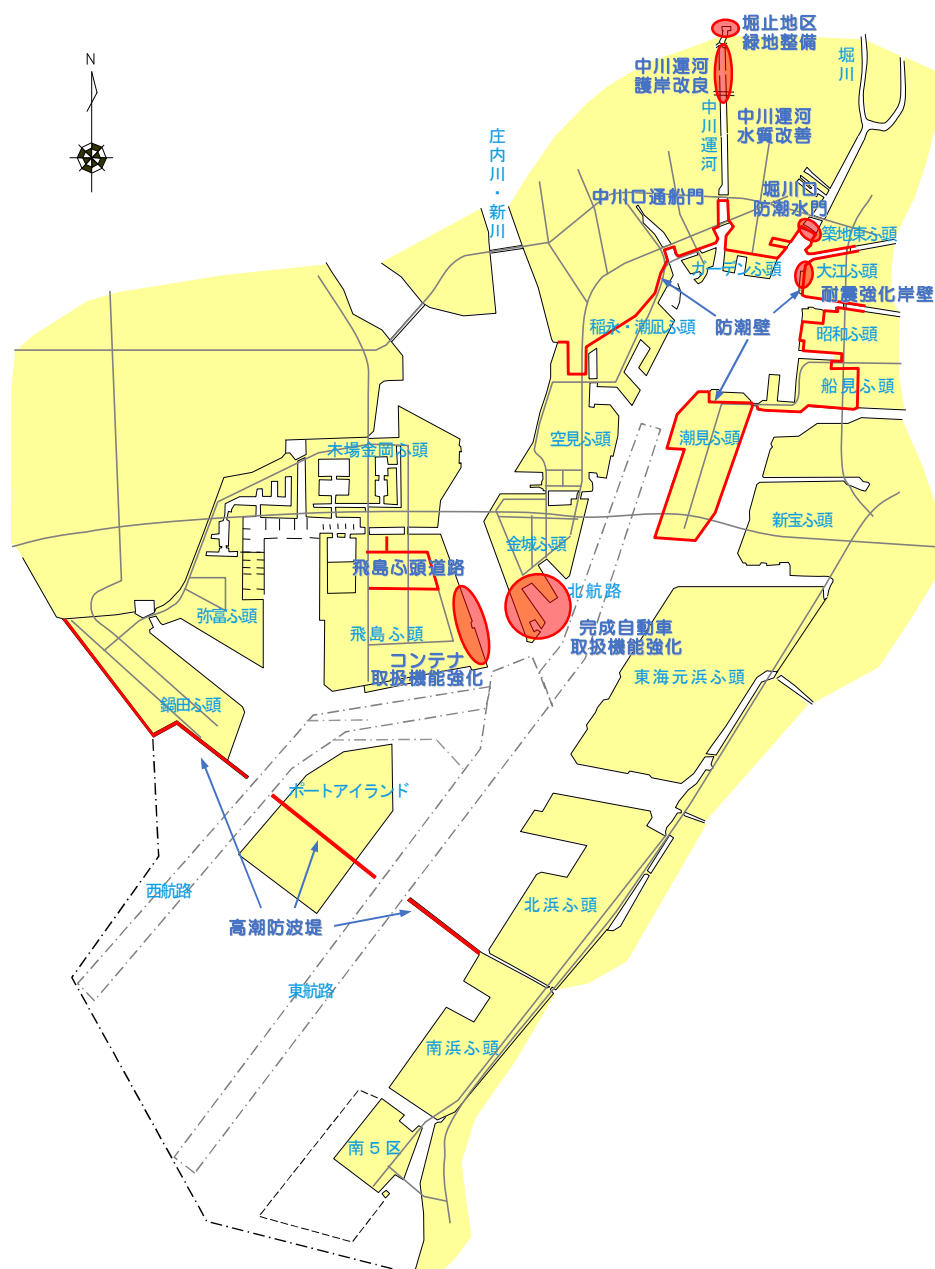
当地域は、南海トラフ巨大地震の被害想定において深刻な被害を受ける可能性が示されたことから、港湾の防災・減災対策が強く求められており、総合的な防災機能の強化を進める必要がある。

(人々の快適な暮らしを支える港づくり)

水辺のうるおいと魅力ある都市空間の形成を図るため、中川運河再生計画の実現に向け、老朽化した排水施設の改修による水循環の促進等により水質改善を図る必要がある。

また、中川運河の堀止地区における緑地整備及び老朽化が著しい護岸改良を進める必要がある。

名古屋港施設概要図



1 3 堀川の総合的な整備

(国土交通省)

【提案内容】

- ・ にぎわいの基軸となる堀川の良い水辺環境の創出に向け、中長期的な維持用水の確保を図るとともに、治水整備を推進する河川改修事業など、総合的な整備に必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市中心部を南北に流れる堀川は、都心に残された貴重な水辺空間として、様々な市民活動にも利用され注目が集まっている。現在、平成24年10月に策定した堀川まちづくり構想に基づき、市民団体等と連携しながら「うるおいと活気の都市軸・堀川」の再生に取り組んでいる。一方、近年、集中豪雨による浸水被害や護岸の崩壊が頻発している。

(堀川の総合的な整備)

川を中心とした新たなにぎわいづくりを進めるため、庄内川からの導水等の維持用水確保や水質浄化など、良い水辺環境の創出を図るとともに、河川改修事業を推進するなど、総合的な整備が必要である。

堀川総合整備の基本方針

【にぎわいづくり】



水辺空間の活用
(オープンカフェ)

【水質浄化】



維持用水の確保
(庄内川からの導水)

【治水対策】



護岸改修と河道掘削

1 4 容器包装リサイクル法に係る拡大生産者責任の強化

(経済産業省、環境省)

【提案内容】

- ・ 分別収集・選別保管を含めたリサイクルコスト全てを事業者負担とするなど、拡大生産者責任の強化を図ること。

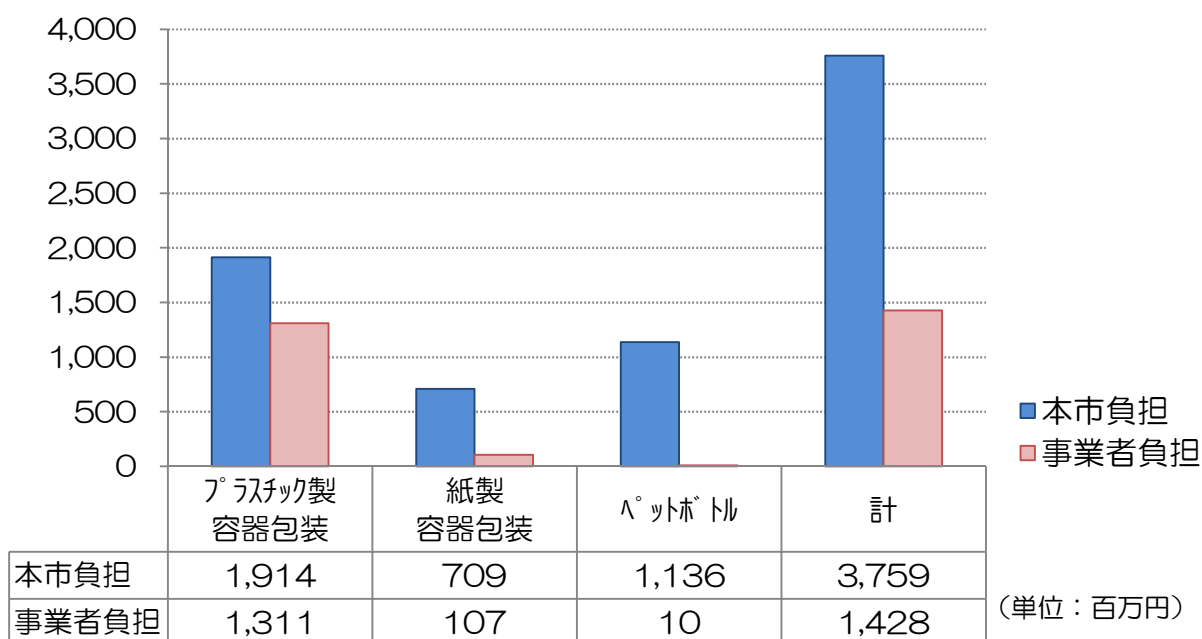
＜提案の背景＞

循環型社会を目指す本市においては、レジ袋有料化などによる容器包装の削減を推進するとともに、分別・リサイクルの徹底を図るなど、3Rの取組みを進めている。

(容器包装リサイクル法に係る拡大生産者責任の強化)

容器包装リサイクル法では、最もコストのかかる分別収集・選別保管の経費が自治体の負担であり、製品価格にその経費が内部化されていないため、事業者による発生抑制などの取組みに対する十分なインセンティブが働いていない。従って、容器包装リサイクル法の見直しに当たっては、拡大生産者責任の強化により、分別収集・選別保管を含めたリサイクルコストを事業者負担とすることが必要である。

平成26年度容器包装リサイクル法に基づく資源化経費の負担内訳



15 アジア競技大会の招致等に対する支援

(文部科学省)

【提案内容】

- ・本市及び愛知県が連携して行う第20回アジア競技大会の招致等に対し支援すること。

<提案の背景>

第20回アジア競技大会については、本年9月25日に開催されるアジア・オリンピック評議会総会において、公益財団法人日本オリンピック委員会が、愛知・名古屋を開催地として立候補の意思表示を行う予定である。

(アジア競技大会の招致等に対する支援)

大会の開催は、交流人口の拡大やスポーツ・観光の振興、文化の発信、地域活性化に貢献し、こうした効果は、開催地の愛知・名古屋だけでなく広く全国に及ぶ。

招致実現に向けては、国として閣議了解や日本の法制度を踏まえた政府保証等、招致に必要な手続きを速やかに行うとともに、アジア・オリンピック評議会への働きかけや情報収集についても、積極的な支援が必要である。また、招致決定後は、地元が行う開催準備に対しても、しっかりとした支援が必要である。

<アジア競技大会の概要>

○主催：アジア・オリンピック評議会（OCA）

○開催期間：開閉会式を含め12日以上16日以下（OCA憲章第68条）

○実施競技：35競技（OCA憲章第68条）

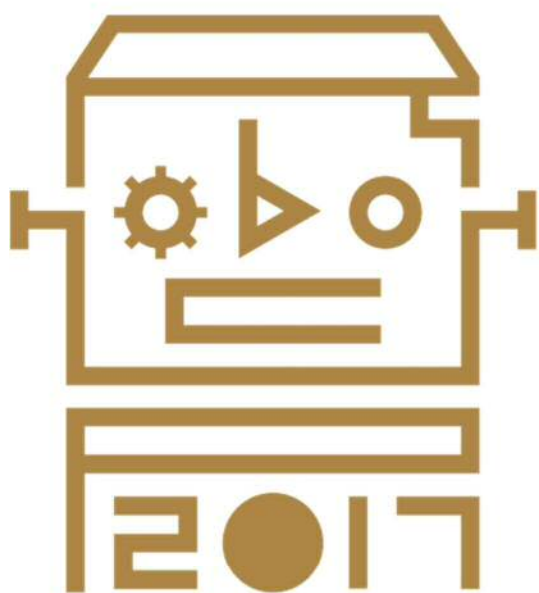
○参加者数：OCA加盟45カ国・地域から選手・役員約16,000人

名古屋城本丸御殿



【対面所・下御膳所】

2016/6/1 公開開始



RoboCup 2017
Nagoya Japan



この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。